

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第 2 章 課税価格、税率及び控除	第 2 章 課税価格、税率及び控除
第 1 節 相続税	第 1 節 相続税
第15条((遺産に係る基礎控除))関係	第15条((遺産に係る基礎控除))関係
(相続人の数が零である場合の遺産に係る基礎控除額)	(相続人の数が零である場合の遺産に係る基礎控除額)
15—1 法第15条第2項に規定する相続人の数が零である場合における同条第1項に規定する遺産に係る基礎控除額は、 <u>3</u> 千万円となるのであるから留意する。	15—1 法第15条第2項に規定する相続人の数が零である場合における同条第1項に規定する遺産に係る基礎控除額は、 <u>5</u> 千万円となるのであるから留意する。
第19条((相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額))関係	第19条((相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額))関係
(相続税額から控除する贈与税額の計算)	(相続税額から控除する贈与税額の計算)
19—7 法第19条の規定の適用がある者の相続税額から控除する贈与税額の算出方法を算式で示すと、次に掲げるとおりである。	19—7 法第19条の規定の適用がある者の相続税額から控除する贈与税額の算出方法を算式で示すと、次に掲げるとおりである。
$A \times \frac{C}{B}$	$A \times \frac{C}{B}$
(注) 算式中の符号は、次のとおりである。	(注) 算式中の符号は、次のとおりである。
Aは、その年分の贈与税額(法第21条の13の規定により計算される贈与税額がある場合には、当該贈与税額を除く。)	Aは、その年分の贈与税額(法第21条の13の規定により計算される贈与税額がある場合には、当該贈与税額を除く。)
Bは、その年分の贈与税の課税価格(法第19条第1項に規定する特定贈与財産(以下21の6—3までにおいて「特定贈与財産」という。))及び第21条の10の規定により計算される課税価格がある場合には、その価額を控除した後の課税価格)	Bは、その年分の贈与税の課税価格(法第19条第1項に規定する特定贈与財産(以下21の6—3までにおいて「特定贈与財産」という。))及び第21条の10の規定により計算される課税価格がある場合には、その価額を控除した後の課税価格)
Cは、その年分の贈与財産の価額の合計額のうち法第19条の規定により相続税の課税価格に加算された部分の金額	Cは、その年分の贈与財産の価額の合計額のうち法第19条の規定により相続税の課税価格に加算された部分の金額
<u>ただし、その年分の贈与税について措置法第70条の2の4第3項の規定により贈与税額を算出した場合には、次の(1)又は(2)に掲げる財産の別に上記の算式により算出した金額を合計した金額とする。</u>	

改正後	改正前
<p>(1) <u>同項に規定する特例贈与財産（以下19-7において「特例贈与財産」という。）</u> <u>Aは、その年分の同項第1号に掲げる金額</u> <u>Bは、その年分の贈与税の特例贈与財産の価額の合計額</u> <u>Cは、その年分の特例贈与財産の価額の合計額のうち相続税法第19条の規定により相続税の課税価格に加算された部分の価額</u></p> <p>(2) <u>同項に規定する一般贈与財産（以下19-7において「一般贈与財産」という。）</u> <u>Aは、その年分の同項第2号に掲げる金額</u> <u>Bは、その年分の贈与税の一般贈与財産の価額（特定贈与財産がある場合には、その価額を控除した後の価額）の合計額</u> <u>Cは、その年分の一般贈与財産の価額の合計額のうち相続税法第19条の規定により相続税の課税価格に加算された部分の価額</u></p> <p>第19条の3（未成年者控除）関係</p> <p>（胎児の未成年者控除）</p> <p>19の3—3 民法第886条に規定する胎児が生きて生まれた場合におけるその者の未成年者控除額は、<u>200万円</u>となるのであるから留意する。</p> <p>（法第19条の3第3項に規定する「第1項の規定による控除を受けることができる金額」の意義）</p> <p>19の3—5 法第19条の3第3項に規定する「第1項の規定による控除を受けることができる金額」とは、相続又は遺贈により財産を取得した者（制限納税義務者を除く。）が当該相続の前に開始した相続（当該開始した相続が2回以上あった場合には、最初の相続。以下19の3—5において同じ。）によって財産を取得した際に控除することができる未成年者控除額をいうのであるから留意する。</p> <p>（注）上記の「控除することができる未成年者控除額」は、当該相続の前に開始した相続が<u>平成26年以前</u>であっても、<u>平成25年法律第5号附則第12条</u>の規定により、現行の法第19条の3第1項の規定を適用し、当該相続の前に開始した相続の際のその者が20歳に達するまでの年数1年につき<u>10万円</u>の割で計算することとされている。</p> <p>第19条の4（障害者控除）関係</p> <p>（障害者控除額の計算例）</p> <p>19の4—4 相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものに係る贈与を含む。）により財産を取得した特別障害者が、当該相続の</p>	<p>第19条の3（未成年者控除）関係</p> <p>（胎児の未成年者控除）</p> <p>19の3—3 民法第886条に規定する胎児が生きて生まれた場合におけるその者の未成年者控除額は、<u>120万円</u>となるのであるから留意する。</p> <p>（法第19条の3第3項に規定する「第1項の規定による控除を受けることができる金額」の意義）</p> <p>19の3—5 法第19条の3第3項に規定する「第1項の規定による控除を受けることができる金額」とは、相続又は遺贈により財産を取得した者（制限納税義務者を除く。）が当該相続の前に開始した相続（当該開始した相続が2回以上あった場合には、最初の相続。以下19の3—5において同じ。）によって財産を取得した際に控除することができる未成年者控除額をいうのであるから留意する。</p> <p>（注）上記の「控除することができる未成年者控除額」は、当該相続の前に開始した相続が<u>昭和62年以前</u>であっても、<u>昭和63年法律第109号附則第28条</u>の規定により、現行の法第19条の3第1項の規定を適用し、当該相続の前に開始した相続の際のその者が20歳に達するまでの年数1年につき<u>6万円</u>の割で計算することとされている。</p> <p>第19条の4（障害者控除）関係</p> <p>（障害者控除額の計算例）</p> <p>19の4—4 相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものに係る贈与を含む。）により財産を取得した特別障害者が、当該相続の</p>

改正後	改正前
<p>開始前に開始した相続の時に一般障害者として法第19条の4第1項の規定により障害者控除を受けていた場合において、同条第3項において準用する法第19条の3第3項の規定により、今回控除を受けることができる金額の算出方法を算式で示せば、次のとおりである。</p> $\{20\text{万円} \times (85 - Y) + 10\text{万円} \times (Y - X)\} - A$ <p>(注) 算式中の符号は、次のとおりである。</p> <p>Xは、初めて障害者控除の規定の適用を受ける一般障害者の当該相続（以下この(注)において「前の相続」という。）開始時の年齢</p> <p>Yは、前の相続に係る相続税額の計算上障害者控除の規定の適用を受けた者の今回の相続開始時の年齢</p> <p>Aは、前の相続に係る相続税額の計算上控除を受けた障害者控除額</p>	<p>開始前に開始した相続の時に一般障害者として法第19条の4第1項の規定により障害者控除を受けていた場合において、同条第3項において準用する法第19条の3第3項の規定により、今回控除を受けることができる金額の算出方法を算式で示せば、次のとおりである。</p> $\{12\text{万円} \times (85 - Y) + 6\text{万円} \times (Y - X)\} - A$ <p>(注) 算式中の符号は、次のとおりである。</p> <p>Xは、初めて障害者控除の規定の適用を受ける一般障害者の当該相続（以下この(注)において「前の相続」という。）開始時の年齢</p> <p>Yは、前の相続に係る相続税額の計算上障害者控除の規定の適用を受けた者の今回の相続開始時の年齢</p> <p>Aは、前の相続に係る相続税額の計算上控除を受けた障害者控除額</p>
<p>第2節 贈与税</p>	<p>第2節 贈与税</p>
<p>第21条の2（（贈与税の課税価格）関係）</p> <p>（相続又は遺贈により財産を取得しなかった者の贈与税の課税価格）</p> <p>21の2—3 相続開始の年において、当該相続に係る被相続人からの贈与により財産を取得した者が当該被相続人からの相続又は遺贈により財産を取得しなかった場合の贈与税の課税価格は、法第21条の5から第21条の7までの規定（措置法第70条の2の4の規定を含む。以下「暦年課税」という。）の適用を受けるもの又は相続時精算課税の適用を受けるもののいずれであるかに応じて、それぞれ次に掲げるとおりとなるのであるから留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p>	<p>第21条の2（（贈与税の課税価格）関係）</p> <p>（相続又は遺贈により財産を取得しなかった者の贈与税の課税価格）</p> <p>21の2—3 相続開始の年において、当該相続に係る被相続人からの贈与により財産を取得した者が当該被相続人からの相続又は遺贈により財産を取得しなかった場合の贈与税の課税価格は、法第21条の5から第21条の7までの規定（以下「暦年課税」という。）の適用を受けるもの又は相続時精算課税の適用を受けるもののいずれであるかに応じて、それぞれ次に掲げるとおりとなるのであるから留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p>
<p>第21条の8（（在外財産に対する贈与税額の控除）関係）</p> <p>（税額控除の適用区分）</p> <p>21の8—2 法第21条の8の規定は、暦年課税（措置法70条の2の4第3項の場合には、同項各号に掲げる金額の別）又は相続時精算課税（相続時精算課税に係る特定贈与者が2以上ある場合には、当該特定贈与者の別）の別にそれぞれ適用するものとする。</p>	<p>第21条の8（（在外財産に対する贈与税額の控除）関係）</p> <p>（税額控除の適用区分）</p> <p>21の8—2 法第21条の8の規定は、暦年課税又は相続時精算課税の別（相続時精算課税に係る特定贈与者が2以上ある場合には、さらに当該特定贈与者の別）にそれぞれ適用するものとする。</p>
<p>第3節 相続時精算課税</p>	<p>第3節 相続時精算課税</p>

改正後	改正前
<p>第21条の9（(相続時精算課税の選択)関係）</p> <p>（年の中途において贈与者の推定相続人になった場合）</p> <p>21の9—4 年の中途において、その年の1月1日において20歳以上の者が同日において60歳以上の者の推定相続人になったこと（その者の養子になった場合など）から、法第21条の9第4項の規定により相続時精算課税が適用されない贈与があるときにおける当該贈与により取得した財産に係る贈与税額は、暦年課税により計算することとなり、法第21条の5（措置法第70条の2の3を含む。）の規定の適用があることに留意する。</p> <p>（住所又は居所を証する書類）</p> <p>21の9—5 相続時精算課税選択届出書に添付しなければならないとされている法規則第11条第1項第1号に規定する相続時精算課税選択届出書を提出する者の20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類は、当該提出する者に係る平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類に、また、同項第2号に規定する贈与をした者の60歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類は、当該贈与をした者に係る平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類にそれぞれ代えることができるのであるから留意する。</p> <p>（注） 法規則第11条第2項に規定する住所又は居所を証する書類についても上記と同様であることに留意する。</p>	<p>第21条の9（(相続時精算課税の選択)関係）</p> <p>（年の中途において贈与者の推定相続人になった場合）</p> <p>21の9—4 年の中途において、その年の1月1日において20歳以上の者が同日において65歳以上の者の推定相続人になったこと（その者の養子になった場合など）から、法第21条の9第4項の規定により相続時精算課税が適用されない贈与があるときにおける当該贈与により取得した財産に係る贈与税額は、暦年課税により計算することとなり、法第21条の5（措置法第70条の2の3を含む。）の規定の適用があることに留意する。</p> <p>（住所又は居所を証する書類）</p> <p>21の9—5 相続時精算課税選択届出書に添付しなければならないとされている法規則第11条第1項第1号に規定する相続時精算課税選択届出書を提出する者の20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類は、当該提出する者に係る平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類に、また、同項第2号に規定する贈与をした者の65歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類は、当該贈与をした者に係る平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類にそれぞれ代えることができるのであるから留意する。</p> <p>（注） 法規則第11条第2項に規定する住所又は居所を証する書類についても上記と同様であることに留意する。</p>